

## 会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成28年度第1回）
開 催 日 時	平成28年5月19日（木） 午後4時から午後5時20分まで
開 催 場 所	枚方市役所 本館5階 塔屋会議室
出 席 者 (評価員・50音順)	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 芦田評価員、田中評価員、三成評価員、森田評価員、安留評価員、 吉村評価員  事務局：財務部総合契約検査室契約課（西田、田中、岩崎、浅野） 国民健康保険室（真鍋、藤本、池田、清水、石田、橋本、井上、 石井） 医療助成課（小寺、藤井本、梅津、坂田） 情報推進課（市井、由比、福井）
案 件 名	(1). 国民健康保険・医療助成システム再構築業務委託について ① 落札者決定基準（案）について ② 落札者の決定に係る意見聴取について等 (2). その他
提 出 資 料 等	資料1 地方自治法等の抜粋 資料2 委託業務総合評価一般競争入札評価員設置要綱 資料3 委託業務総合評価一般競争入札実施要綱 資料4 委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン 案件1に係る落札者決定基準（案） 技術評価落札者決定基準（案）別紙 調達仕様書（案） 添付資料一式 資料送付からの変更点
決 定 事 項	落札者決定基準（案）について、意見聴取が行われた。 落札候補者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。
会議の公開・非公開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項 について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署（事務局）	財務部総合契約検査室契約課、国民健康保険室、医療助成課

## 審 議 内 容

《開会》

●案件国民健康保険・医療助成システム再構築業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札について

① 落札者決定基準（案）について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び委託業務総合評価一般競争入札落札者決定基準(案)を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出について

評価員： 調達仕様書の1－2ページ、本調達に含まないものの(2)において、パッケージと記載しているが、これは本体のパッケージのことなのか。

事務局： そうである。

評価員： 調達仕様書の1－1ページ、1. 2に記載している、オープン化された標準的なパッケージシステムというのは、パッケージシステムを開発したベンダーが、システムの内容を公開しているため、改修等が必要になった場合に別のベンダーでも改修を行えるという意味と理解してよいのか。

事務局： 現在使用している国保システムは独自開発したもので、枚方市と日立製作所の著作物である。それと比べて、今回導入を試みるシステムは、システム業者が開発したパッケージシステムを導入するという意味でのオープン化である。

評価員： 世間で一般的に使われているパッケージシステムという意味なのか。

事務局： そうである。

評価員： システムの権利、帰属先の話となるが、法制度改正等があった場合に パッケージシステムは開発したベンダーしか改修ができないということか。そもそもシステムの権利自体はベンダーにあるのか。

事務局： そうである。

評価員： 法制度改修や運用保守も契約されることと思うが、SEの単価等を先に決定しておいて、ベンダーの言い値にされないようにする等、対処してはどうか。また、SEの単価等を評価の対象としているのであれば、技術評価基準で説明いただきたい。

□価格評価、落札者の決定方法及び技術的評価の評価項目について

評価員： 先ほど、4ページの項番11と項番13で費用等を含む考え方を示すこと、費用について示すことという説明をされたが、この費用というのは、今回の契約により固定されるものか、それとも今回はシステム開発者を決めるためのものなので、契約のスタイルとしては、また別のものになるのか。

事務局： 契約のスタイルとしては、別のものとなる。

- 評価員： この後のところをしっかりと決めて、それで挑んだ方が良いのではないか。なぜなら、ここで示された通りのシステムを開発したら、開発のときはそれなりの値段でやってくれるが、そこしか触れないことになると、その後は言い値になるのではないか。それを避けるためにはどうするのか。今の議論としては、どちらかというといわゆる開発を決めるための議論となるが、その後は、ここに項番11と項番13と書かれたものを契約に反映されていくというイメージである。
- それをこの時点でベンダーにはっきりと言わなければ、ここは単なる提案ということになってしまうのではないか。
- 事務局： 運用保守については別に契約をとっていくことになる。今回は開発業者を決めるというところで、一度、こういった内容を見せてもらう。また、実際の契約時には別途要件の提示もしてもらった上で契約をかけていくということになる。
- 評価員： そうすると、ここの提案の費用が、いわゆる契約の時点で実現するというものかならないのかが分からない。
- 入札行為と契約行為は全く別の行為だが、入札の中の要件で提示したものを総合評価方式で評価をしてその者を契約者と決める訳だから、契約の段になって実は違ったり、その入札者と契約をする主体が違ったりすると、この総合評価は一体何のためにやるのか。項番11と項番13の評価の意味がなくなるのではないか。
- 事務局： 基本的には、システムを作ったメーカーが保守をすることが大半であることを想定している。
- 事務局： よりわかりやすい形で、かつトータルコストが少なくなるような形では考えてもらえるとは思いますが。
- 事務局： 今回の総合評価の価格の評価の重きは構築委託の作業であり、構築作業にかかる費用を価格評価として決めている。この項番11や項番13の改良はあくまでも参考で、運用委託費用も提案の中に入れるが、強制力としてはないと考える。
- よって、実際の構築委託の会社が決まった後に別途運用保守契約をするが、そこでどこまで言い値になるかというのは、今回のシステムのカスタマイズの量、また、そのシステムの運用形態による。夜間の処理が多いシステムにつくり上げてしまったら、その分、運用保守作業や夜間作業もふえる。それはやはりシステムをつくってから稼働直前でないと運用保守形態が定まらないので、本来の評価の時点で提案をもらってその評価をしたとしても、やはり稼働事前にならなければ分からない為、強制力を持たせるのは厳しい。
- 評価員： 保守運用をどうするかというのは、例えば国の国民健康保険制度が大きく変わって、いわゆる保守運用というレベルではないカスタマイズが必要になってきたときに、ベンダー以外でも触れるシステムであればそこを変えるのに再度総合評価等で入札をできると思うが、ベンダーしか触れないというシステムである限り、大きく触るときには当然システムを改修するボリュームによってSEが何人要るかというのが異なってくる。
- よって、せめてSEはSEでもランクがあるため、SEのこのレベルの人を使うときは1人いくら、ということまで決めておいた方が良いのではないか。それは、必ずしも評価のときに一緒にやらなければならないとまでは思っていないが、カスタ

マイズ時に人を選んだときに後から言い値通りになるより、契約を締結する段階で、このようなことが起きたときはこの単価でやるという形にしておけないか。

事務局： なかなかS E単価で発注をかけるのは難しい。パッケージの場合だと、何がしかの制度改正で改良したときは、パッケージの無償対応で適用ができる案件なのか、それ以上の大規模改正であれば幾らかの費用が必要になるかどうかは、企業によっても製品の内容によっても変わってくる。まずはここで評価したいのは、A社であれば過去の法の法制度改正はパッケージの無償の範囲で対応できたが、B社であれば導入団体の少なさやS Eの人員不足等で開発コストがかかり、結局市のほうに費用が発生した場合、その辺りの評価はA社とB社でできるだろうとの観点でこの根拠としている。実際に費用がかかった法改正の費用に関しては見積もりを精査することによって、費用の低減を試みるなど、契約前の交渉は必ずしていく。

評価員： つまり、A社相手の実際の交渉において、2人要る、いや3人要る、いや1人でいだろうかといったことをして個別に決めていくということか。

事務局： もう1つは、パッケージの導入実績を評価に入れた理由の1つとして、大阪府内の導入実績が多いベンダーが全国規模でも導入の実績が多いベンダーだとしたら、やはり開発費の割り勘効果が発生する。そういう意味でも導入実績を評価項目としており、我々が交渉できない範囲での開発側の費用を抑えるということも目的に、独自開発をやめてパッケージを導入しようとしている。

評価員： 国民健康保険制度、いわゆる医療保険制度というのは別に枚方市だけが変更される訳ではなく、日本全国の地方公共団体で変わるが、どのような実績の良いベンダーを選んでおけば安くできるのか。ここで専門とする福祉医療の世界で、改修のときには、他所の県とは一緒に使えないようなカスタマイズ、つまり独自要件となる可能性があるのではないか。

事務局： ある。

評価員： そうすると、契約への拘束力というその手続論的な話よりも、将来どれだけのボリュームの改修が必要になるかわからないところがあるので、国民健康保険制度の部分での医療保険制度においては、リスクテイクを何か考えたらどうか。

事務局： 6ページに加点表を載せており、カスタマイズにより対応は可能という点は加点3点という形で低くしている。独自要件はカスタマイズにあたるので、そこは加点を低くして評価をするので、そういった点も入っていると考える。

評価員： 以前、自治体にコンピューターシステムを導入するときに、安く落札をして一旦導入しさえすればなかなかX社からY社に変わることがないということで、つまり庁内の動脈をきちんと押さえれば、後はこっちのものだというような戦略で展開された企業の例を耳にしたことがある。

今は、A社からB社、あるいはC社に変わり得ることを前提に議論がされているのか。つまり、例えばX社からY社に変わった後に大したトラブルもなく、より良くなった例があるのか。

それとも、そのような例がないから、要は現行の事業のX社の仕様内容をより良くしていくために評価をするのか。

事務局： 全国的には把握していないが、ある所では、実際に業者が変わったことによって使

い勝手が良くなった部分もあるが、結局は変えることになったという話も聞いている。

全てが良くなった所もあるらしいが、最終的に市が総合評価によって業者を決めていくので、機能としてできる限りいいものを導入していくために仕様を考え、また、価格面も重要なので市として安く上げていかないといけないという一定の制約の中で、業者を決定するということになる。全て選び放題で使い勝手のいいものが取れたらいいが、そのようにはできないので、最終的には総合評価でやった中で決まったものを使っていくというしかないのではないかと考えている。

評価員：仕様書案の2-8でセキュリティー要件とある部分において、予防措置と追跡調査等が行われる構成、設計で対策をとってもらうことを謳っているが、追跡調査を行うのは誰を想定しているのか。市の職員でできるレベルなのか、保守要件の中に書かれている保守の人ができればいいのか。

事務局：基本的には職員で、操作ログを閲覧しながら日々の操作履歴を確認することを想定している。内容によっては技術的な話になるが、サーバーの中にログのファイルが保存されており、それを出してこない職員が判断できる形になっていないシステムであれば、運用保守の業者にデータを出してもらって見える形にした上で職員が確認するという役割分担になると考える。

評価員：この追跡調査というのは、ログが見られるというレベルか。

事務局：主には、そういう意味である。

評価員：最近のサイバー攻撃等々とかいうと、ログ等では対処できないと思うが、そういったものでもないのか。

事務局：ここでログ調査というのは、国保及び医療助成システムの内部の操作履歴の観点である。ネット的な監視に関しては、情報推進課の仕組みで日々監視しているので、そこは切り分けて考えていただきたい。この追跡は操作ログが主ということである。

評価員：技術的評価の決定基準の別紙4ページ、13番目で、例えばシステム運用保守要件の最後に「(費用については別途評価を行う)」と書いてあるが、この「別途」の意味がわかりにくい。このときに提示された価格に関しては、落札者決定基準の場面では参考にはされるはずだが、その情報の使い分けを、再度ご説明いただきたい。例えば13で言うと、その費用についてこの入札で直接評価を行うものではないという意味か。

評価員：私が先ほどの説明にて理解したのは、総論としての評価をして落札者が決定されるため、当然、項番11と項番13の「将来こんなことが起きたらこれぐらいのお金がかかる」との提示もさせて、点数化をして評価をするのだが、その個々の項目がそのまま契約に反映する訳ではないということだと考える。

それは、全部を足して点数を出して点数の高い人と契約をするが、何かが起こって再度契約をするときに、あの件はこの時にこのような値段を出していたが、ではこれについてはいくらにするのかということ再度議論することだと思う。

普通は入札をするときに出した仕様はそのまま契約に反映されるのが一番の形だと考えるが、そこは必ずしもお金を払わなければならないということではなく、業者

によって交渉ができるという説明が先ほどあった。つまり、ここで書いた金額を必ずしも払わなければならないという調整にも役立つだろうし、契約の際に項番11も項番13もこういう提示をしたのだから、そこから大きな数字の変化を前提にした契約行為にはおそろくならないだろうと思う。

評価員： 私が分からないのは、例えば「別途」というのが、この入札には価格評価もあるので、そちらで見ますという意味でとられないかという点である。しかし、そうではないということでしょうか。

事務局： 評価点としては、技術評価の内部において高い評価をされる。個別点で見ると、5ページに、機器等の費用及びシステム運用保守費用に対する効果【個別点5点】とさせてもらっている。こちらに個別点5点と書いているので、先ほど説明したとおり技術点として評価する。費用面については、また別に提示してもらって評価させてもらうという意味の、つまり費用については別途評価を行っていくとの意味で括弧書きになっている。

評価員： 理解したが、もっとわかりやすく誤解ないように修正が必要ではないか。

事務局： 修正する。

#### □社会的価値評価の評価項目について

評価員： 「枚方市は提出された個人情報について、枚方市個人情報保護条例に基づいて適切に取り扱うものとする」との表記が、5ページの一番下の備考欄や6、8、9ページに記載されているが、具体的にどういう場面を想定して、この備考の記述が入ったのか。

事務局： 実際、例えば障害者雇用状況報告書というような様式を提示してもらうことになるので、そういった書類の中で実際の個人名等が提出されるということを想定している。

評価員： それに関連して6、8、9ページの注意事項のところに「個人情報を含む書類を提出することについては必ず本人の同意を得ておくこと」とあるが、この点についても具体的にどういう場面を想定しているのか。

事務局： 1つは、例えば育児や介護の休暇を本当に取得しているかどうかという確認をする場合に、市のほうに書類を提出いただくことがある。そうした場合に会社だけではなくて、他の自治体や機関のデータの閲覧をする可能性がある。そういったことを想定している。

評価員： つまり、資料を求める側として、枚方市は固有名詞のところは伏せ字ではなくそのままコピーしたものを提供していただきたいということを前提にこのような注意書きを入れているのか。

事務局： 御本人が提出を拒んだ場合は別として、基本はそのままのデータでいただくということを想定している。

評価員： 例えば、証明に代わるものという形で枚方市が書類を求めた際に、本人の申請書等だとどうしても同意が必要となると思う。ただ、書面として実績と報告等をしてもらうときに企業内で何かそのようなものを作成していて、それに対する強制執行の際に個人のを聴取する場合には同意を求めておかないといけないのでは。

事務局： 1つは、枚方市の個人情報保護条例では必ず情報を収集するときには、必ず本人の同意を得、またその目的が達成できれば速やかに廃棄することといった文言がある。その辺りの部分に係ってくると思う。

評価員： 結論からいってどちらでもいいと思うが、応募があった際に質問が出た場合はどうするのかということで確認した。例えば6ページの育児休業に関して、加点方法の①に育児・介護の休暇及び休業制度等の社内規定（労使協定等）の内容があるが、労使協定の、例えば従業員代表あるいは組合の委員長の名が入っているものまで同意を得るのかという問題が出てくる。要は誰を育児・介護休業制度から除外するかを労使協定で決めておく場合の労働者代表の取り扱いについては整理しておいた方が良いのではないか。それには固有名詞が出てくるので。

事務局： 例えば、インターネット等で閲覧してわかるような名前等、そういうものは基本的にはそのまま出してもらおう方向で考えている。複数の者が探せば閲覧することができるような、例えば会社の代表者等は基本的にオープンな情報として考えている。個人情報とはまた違う性質がある。組織の代表者の名前とそれ以外の個人の切り分けはしたい。

評価員： そのような質問が会社側からあったときに要ると答えるのか不要と答えるのかはあらかじめ整理しておいた方が良い。

評価員： 社会的価値の評価として項目をガイドラインの中から何点か取り上げているが、この項目にした理由を簡単に説明してほしい。

事務局： ガイドラインの中にあるが、今回の総合評価に関しては高度な技術や専門性を求められるのが非常に高い業務になるので、基本的には社会的評価項目については法令等の義務付けになる事項のみということがある。そのため法令に基づいて基準を審査できるものを今回選ばせていただいた。

委員長 他に何かないか。

評価員： 社会的価値評価20点をそのまま活用する形は承知したが、この業界はSEといっても直接雇用の人もあれば下請け先の人もおり、あるいは場合によっては1人の請負いもある。そうすると障害者雇用率の計算というのを元請けで計算することで実態を反映しているのかどうかというような議論は今回あったか。

事務局： 内容の確認方法について、ハローワークでも提出している書類を求めるところまでではある。

評価員： その部分だけ特別に立ち入った調査をするのも確かに全体のバランスからいうと不自然かもしれないが、ある程度気にした方が良いのではないかと考える。

委員長 他に何かないか。

評価員： 委託をしている事業者の社員が庁内で仕事をしているのは、現行何人ぐらいいるのか。それともいないのか。

事務局： 情報推進課の事務フロアで日々のパソコンの運用管理やネットワークの運用管理でおよそ10名弱いる。また、前年度までに税システムの大規模開発をしていたが、そのときに30から40名が開発作業で一時的に庁舎内にて作業をしていた実績と体制がある。

評価員： 先ほどのシステム運用時の人員体制というのは、通常は10名程度という理解でよい

か。

事務局： 10名というのは庁舎内の全パソコンの全体のネットワーク管理である。

評価員： それは市の職員は入らずということか。

事務局： そのとおりである。既存の現行の国保システムに関しては委託業者が2名、日々常駐してスケジュール管理や夜間処理の運用をしている。

評価員： その場合、その委託業者はそのパソコンの部屋限定で出入りしているのか。そこで休憩もしているのか。

事務局： そのフロアで休憩をとって食事もしている。

評価員： 市のほうから直接その業者へ仕事上の指揮をすることはしないのか。

事務局： 基本的には仕様に記載したシステム関係の仕事をしてもらっている。

委員長 他に何かないか。では、今までにいただいた御意見・御質問を踏まえ、多少の表現の変更はあるだろうが全体的にこのような決定基準でやっていくということで評価員の皆さん方はよいか。

事務局： 先ほどの説明にて解釈が微妙な点があったため、1点追加したい。技術評価落札者決定基準案、別紙4ページの12の下の括弧「価格は別途評価を行う」点と項番13の「費用については別途評価を行う」点において、ここでの記述を見ていると価格評価の80点の中に含まれてしまうのかどうかということが解釈上微妙になっているので、内容を修正したい。価格、費用は次のページ(3)「機器等の費用、保守含む」での評価になる、というような記述に訂正させてもらいたい。

委員長 了解した。

委員長 では、他に特に評価員の皆さん御意見ないか。

特にないようなので、この件については本日の意見等を踏まえて手続を進めていただきたい。

## ② 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議した。

評価員： 1者だったらもういいのではないか。

事務局： 総合評価一般競争入札では、1者だったとしても、これは履行させられないと、意見を聴いて判断できることになっている。

※ 審議した結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

## ●案件(2) その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》